公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

2008年4月の随意契約

契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官　特許庁総務部会計課長　醍醐辰也 東京都千代田区霞が関３－４－３

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
JTビル借り上げ　一式	2008/4/1	日本たばこ産業（株） 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	特許庁は、年間40万件におよぶ特許出願があり、審査待ち期間の短縮が喫緊の課題である。審査待ち期間の短縮のため、特許庁では約500名の任期付審査官の増員を行うが、審査官増員により特許庁庁舎だけでは執務スペースの確保ができないことから、外部に借室を借り上げる必要がある。特許庁業務は出願から審査、審判、登録までの業務が密接に関係しているため、外部借室の借り上げにあたり必要不可欠な以下の要件を満たす必要がある。①特許庁の業務は全ての部署が出願人等のユーザと接する機会があるため、産業財産行政においてユーザの利便性を確保する必要があることから、また、特許庁では部署間の未公開情報等の物流が頻繁にあるとともに、方式審査、実態審査、審判の間の相談等、職員が部署間を移動して業務を行うため、業務効率の低下を招かないよう部署をまとめて配置する必要があることから、特許庁に隣接し、かつ、必要なスペースが一つのビル内に連続階で確保できること。②未公開の出願情報を取り扱うことから、庁外者が窓口以外の執務室に立ち入り情報が漏洩することのないよう、1フロアを占有可能であること。③外部借室においても特許庁と専用回線で結び、庁内と同じシステムを使用するため、必要なOAインフラを有すること。上記条件を満たし、かつ初期導入経費及び引越に係る経費が発生しないビルは、現在賃貸借中のJTビルのみである。よって、継続的に賃貸借することが効果的であるため、競争を許さない場合として会計法第29条の3第4項に該当するため随意契約とする。	－	1,068,642,408円	－		
外部借室借上　一式	2008/4/1	（株）ワンビシアーカイブス 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	特許庁では、出願件数の増加により職員の増員による執務スペースの増加とともに保管管理すべき出願関連資料が増大し、庁舎内の倉庫スペースでは保管が困難となり、保管スペースを確保するため、継続して外部借室を借り上げるものである。保管すべき資料は、長期に亘っての保存が必要であり、バックアップ体制や情報セキュリティの環境の整備や資料の出納管理も含めた体制の整備など以下の要件を満たす必要がある。 ①保管資料は、出願関連資料等であるため高いセキュリティの確保が必要なことから、独立した資料室の確保が可能なこと　②また、災害時のバックアップ体制も含めた環境が必要であること　③保管資料は、適宜資料の提供が必要であるため、特許庁近辺に借室を有すること上記の条件を満たし、かつ初期導入経費及び移設経費等が発生しない借室は(株)ワンビシアーカイブズのみである。よって継続的に賃貸借することが効果的であるため、競争を許さない場合として会計法第29条の3第4項に該当するため随意契約とする。	－	4,533,156円	－		
タクシー供給の契約締結	2008/4/1	東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町五丁目6番6号	当該契約については、複数者と契約をする必要があることから、企画競争により調達業者を公募し、当庁において作成した契約先選定基準に基づき採点を行って、上位3者を契約先とすることとした。 当庁ホームページで企画提案の募集を行ったところ、6者から応募があり、採点の結果、上位となったことから、会計法第29条の3第4項に基づき契約をするものである。	－	関東運輸局長認可料金	－		
タクシー供給の契約締結	2008/4/1	日個連東京都営業協同組合 東京都豊島区巣鴨一丁目9番1号	当該契約については、複数者と契約をする必要があることから、企画競争により調達業者を公募し、当庁において作成した契約先選定基準に基づき採点を行って、上位3者を契約先とすることとした。 当庁ホームページで企画提案の募集を行ったところ、6者から応募があり、採点の結果、上位となったことから、会計法第29条の3第4項に基づき契約をするものである。	－	関東運輸局長認可料金	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
タクシー供給の契約締結	2008/4/1	東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋五丁目１３番１３号	当該契約については、複数者と契約をする必要があることから、企画競争により調達業者を公募し、当庁において作成した契約先選定基準に基づき採点を行って、上位３者を契約先とすることとした。 当庁ホームページで企画提案の募集を行ったところ、６者から応募があり、採点の結果、上位となったことから、会計法第２９条の３第４項に基づき契約をするものである。	－	関東運輸局長認可料金	－		
官有自動車運行管理業務　一式	2008/4/1	（株）セノン 東京都新宿区西新宿二丁目１番１号	当該自動車運行管理業務は、庁幹部を始め、海外からの来賓者及び職員の業務上の送迎が主な業務である。本来であれば、職員運転手により運行業務を遂行するところであるが、定年退職により職員運転手がいないため、請負業者に運行管理業務全体を任せざるをえない状況にある。 業務遂行にあたっては、業務上の秘密保持は勿論のこと、搭乗者、運行車両及び対人対物等に対する安全性の確保、公務に支障をきたさない送迎の確実性及び搭乗者等からの信頼性があることが必須であることに加え、庁職員や庁幹部等との連絡を密にとり、一体となって官有自動車全体の運行管理業務を遂行するためには庁の業務に合わせた運行管理体制が確立されている必要がある。 当該業者は、①職員運転手とともに運行管理を遂行した実績があり、特許庁における運行管理のノウハウを有している。②運行管理業務の主旨である安全性の確保及び送迎等の確実性を的確に遂行しており、また、職員等からの信頼性が高い。③職員運転手がいない現状においての運行管理業務の実績があり、庁の業務に合った運行管理体制を確立している。 よって、以上の理由から当該業務を遂行できる唯一の業者であることから、専門的な知見、ノウハウ等を必要とするため、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため随意契約とする。	－	48,321,000円	－		
ＣＮＮ受信料　一式	2008/4/1	（株）日本ケーブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前一丁目３番１０号	本件は、通信衛星を利用したＣＮＮ放送の受信利用である。 国外情報を入手する手段・情報源としてＣＮＮ放送を受信する必要があるが、上記目的を満たすためには２４時間放送であることが不可欠である。 日本国内において２４時間ＣＮＮニュースの放送受信を契約するためには、総代理店である株式会社日本ケーブルテレビジョン以外にない。 よって、特定な者しか製造・販売等を行っておらず競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	－	単価472,500円	－		単価契約 （1月あたり） 調達予定総額5,670,000円
複写機保守料　一式	2008/4/1	富士ゼロックス（株） 東京都港区六本木三丁目１番１号	特許庁の各部課室の業務に必要な各種書類を複写するため、複写機を賃借し、加えて当該複写機の保守を調達するものである。 調達に当たっては、調達時に複数年度の使用期間（通常４年）を想定して導入しており、平成２０年度においても引き続き使用する機器であるため、契約を更新するものである。 よって、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	－	単価1.239円	－		単価契約 （1枚あたり） 1.239円（他１５件） 調達予定総額24,050,088円
意匠、審決公報及び公表特許公報等（補正、訂正）に係る電子化業務	2008/4/1	財団法人工業所有権電子情報化センター 東京都千代田区五番町５番地５オリケン五番町ビル	会計法第２９条の３第５項 （予算決算及び会計令第９９条の２）	－	調達予定総額 39,692,415円	－	－	単価契約

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特許庁システムオペレーションサービス	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	特許庁では、データ通信サービス契約にて実施してきたシステムの運用管理等について業務の見直しを図り、契約形態を確立させ、平成１７年度において複数年を前提として、ＷＴＯ協定に基づく一般競争入札にて調達したところである。 平成２０年度においても引き続き、①サーバ・ホスト等オペレーション業務とシステムの障害監視業務、②利用者からのＯＡ系に関するシステムの使用方法、通信環境設定等ハードウェアに関する技術的なもの等の問い合わせ業務、③特許庁業務及びオペレーションに関する知識，経験が求められる業務、といった特許庁システムの運用管理等に関する業務について、そのサービス品質を低下させることなく、継続的に提供していく必要がある。 また、オペレーションサービス業者として、サービス提供がスムーズに行われることが求められるため、当該運用管理等に係るノウハウを蓄積するとともに、一定のレベルのスキルを有する業者を安定的に確保する必要がある。 以上のことから安定的・継続的にオペレーション全般に関して一元的なサービスの提供を受ける必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	850,000円 650,000円 490,000円 390,000円 1,481,000円 1,385,000円 1,295,000円 1,211,000円 79,200円	－		単価契約 （オペレータ１人月あたり） S A B C （ＳＥ１人月あたり） S A B C （スペース費１人月あたり）
特許庁システム総合運用管理サービス	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	特許庁では、データ通信サービス契約にて実施してきたシステムの運用管理等について業務の見直しを図り、契約形態を確立させ、平成１７年度において複数年を前提として、ＷＴＯ協定に基づく一般競争入札にて調達したところである。 平成２０年度においても、引き続き、①システムやネットワーク構成図等の作成及び更新作業といった定型的な業務、②法改正・制度改正時における特許庁システム等への影響調査をはじめとする、非定型的でかつ業務量の事前の予測が困難な業務、③特許庁業務及びアプリケーションに関する知識、他における類似業務や特定製品に関　する経験等が求められる業務、といった特許庁システムの運用管理等に関する業務について、そのサービス品質を低下させることなく、継続的に提供していく必要がある。　また、総合運用管理サービス業者として、ハードウェア、アプリケーションソフトウェア、オペレーションサービス等に関する複数に分かれたベンダー間での調整や取りまとめ機能を有し、もって最終的なサービス提供がスムーズに行われることが必至であることから、当該運用管理等に係るノウハウを蓄積するとともに、一定の技術的レベルのスキルを有する業者を安定的に確保し続ける必要がある。 以上のことから安定的・継続的にシステム全般に関して一元的なサービスの提供を受ける必要があることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	1,481,000円 1,385,000円 1,295,000円 1,211,000円 79,200円	－		（ＳＥ１人月あたり） S A B C （スペース費１人月あたり）

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
分類・Ｆターム一元付与業務	2008/4/1	（財）工業所有権協力センター 東京都墨田区江東橋四丁目２６番５号	本事業は、特許及び実用新案に係る出願書類データに関して、分類及びFタームの付与並びに要約修正及び公報に掲載することが不適切な表現のチェック等の調査業務を一元的に行い、その結果に係る電子データ等を作成・納品するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては現在７機関が登録されている。 財団法人工業所有権協力センターは、分類・Ｆターム一元付与業務に相当する調査業務区分４０に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分毎に行っている。 本件外注先である同センターは、企画公募により企画書の提出のあった機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	151,787,585円 2,883.30円 1,299.90円 2,772.00円 1,955.00円 4,550.70円 114.45円	－	7	単価契約 （月額固定代金） （分類付与１件あたり） （Ｆターム付与１件あたり） （Ｆターム付与非ｵﾝﾗｲﾝ１件あたり） （実用新案１件あたり） （ＰＣＴ－ＲＯ１件あたり） （ＤＮＡ１件あたり） 予定調達総額 3,937,428,550円
Ｆターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	（財）工業所有権協力センター 東京都墨田区江東橋四丁目２６番５号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したＦターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 財団法人工業所有権協力センターは、調査業務区分１～３９に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同センターは、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	62,619.90円 79,153.20円 105,794.85円	－	7	単価契約 （納品型１件あたり） （対話型１件あたり） 予定調達総額 15,953,795,711円

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
Fターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	（株）技術トランスファーサービス 東京都港区虎ノ門三丁目５番１号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したFターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 株式会社技術トランスファーサービスは、調査業務区分８に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同株式会社は、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	134,465.10円	－		単価契約 予定調達総額281,973,314円
Fターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	（株）先進知財総合研究所 東京都港区芝四丁目４番１０号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したFターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 株式会社先進知財総合研究所は、調査業務区分５に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同研究所は、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	172,440.45円 172,817.40円	－		単価契約 （納品型１件あたり） （対話型１件あたり） 予定調達総額264,508,801円
Fターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	パテントオンラインサーチ（株） 東京都港区赤坂一丁目９番１３号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したFターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 パテントオンラインサーチ株式会社は、調査業務区分８に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同株式会社は、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	128,279.55円	－		単価契約 予定調達総額283,623,874円

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
Fターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	（株）パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したFターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 株式会社パソナグループは、調査業務区分１０に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同グループは、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	199,656.45円	－		単価契約 予定調達総額200,654,732円
Fターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	テクノサーチ（株） 愛知県名古屋市中区栄二丁目１０番１９号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したFターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 テクノサーチ株式会社は、調査業務区分１１～１５、１８に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同株式会社は、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	110,231.10円 117,265.05円	－		単価契約 （納品型１件あたり） （対話型１件あたり） 予定調達総額 1,337,179,290円
Fターム等を用いた先行技術文献調査	2008/4/1	（社）化学情報協会 東京都文京区本駒込六丁目２５番４号	本事業は、審査官が審査に際し必要とする先行技術文献を、特許庁が開発したFターム等を用いて調査し、その調査結果を審査官に報告するものである。 当該調査業務は、工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成２年法律第３０号、平成１６年６月４日改正）第３６条の規定に基づく調査業務であり、当該調査業務を実施するには、同法第３７条の規定に基づき、調査業務区分における登録調査機関として登録されていなければならない。登録調査機関としては、現在７機関が登録されている。 社団法人化学情報協会は、調査業務区分３０に関する登録調査機関として登録されており、当該調査区分における業務を行うことができる機関である。 契約先の選定は、企画公募により、登録されている登録調査機関から、調査可能件数、情報セキュリティ保持状況等を記載した企画書を提出してもらい、外部有識者からなる「調査業務外注先選定会議」を経て、当該企画書及び調査内容の質の評価を勘案し、区分(技術分野)毎に行っている。 本件外注先である同協会は、企画公募により企画書の提出のあった７機関のうち、「調査業務外注先選定会議」において外注先として選定された業者であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	186,848.55円	－		単価契約 予定調達総額264,017,001円

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
A－AUTOシステム一式の賃貸借	2008/4/1	（株）ビー・エス・ピー 東京都港区港南２丁目１５番１号	Ａ－ＡＵＴＯシステムは、各種ジョブのスケジュール管理をするために必要なソフトウェアである。 当該ソフトウェアはホスト系機器に組み込まれており、他システムと連携して稼働している。ホスト系機器はシステムの最適化までの使用を想定しており、当ソフトウェアにおいてもホスト系と同様に最適化まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約としている。	－	3,895,416	－		
ADABAS関連ソフトウェアの賃貸借	2008/4/1	（株）ビーコンインフォメーションテクノロジー 東京都新宿区西新宿一丁目２４番１号	ＡＤＡＢＡＳ関連ソフトウェアは、出願資料の蓄積・管理及び審査や照会の際のＦタームや、各種番号からの検索機能を提供するために必要なデータベース関連ソフトウェアである。 当該ソフトウェアはホスト系機器に組み込まれており、他システムと連携して稼働している。ホスト系機器はシステムの最適化までの使用を想定しており、当ソフトウェアにおいてもホスト系と同様に最適化まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	13,103,976	－		
ＤＮＡ検索サーバ等一式の賃貸借	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目１番１号 東芝ファイナンス（株） 東京都中央区銀座五丁目２番１号	ＤＮＡ検索サーバは、遺伝子関連文献にそれぞれ記載されているＤＮＡ配列コードデータを庁内で蓄積し、遺伝子配列を検索式として類似の配列を検索するホモロジー検索と、キーワードによる書誌項目検索等に必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	110,880,000円	－		
Fターム検索システム用サーバ等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日本電子計算機（株） 東京都千代田区丸の内三丁目４番１号	Ｆターム検索システム用サーバ等は、審査において、国内文献または外国文献をＦターム検索するための機器、及びサーチマスタ更新処理、全文検索用データの蓄積前処理等を行うために必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	151,200,000円	－		
ＰＣＴインターネット出願用サーバ等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	ＰＣＴインターネット出願用サーバ等は、ＰＣＴ出願手続きのインターネットによる電子申請の受付処理を行うために必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	252,301,560 円	－		
意匠検索サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	ｾﾝﾁｭﾘｰ・ﾘｰｼﾝｸﾞ・ｼｽﾃﾑ（株） 東京都港区浜松町二丁目４番１号 富士通（株） 東京都港区東新橋一丁目５番２号	意匠検索サーバは、外国意匠公報から検索用イメージデータの自動作成機能、ＤＲ１支援機能、検索システムのＰＣ化等に必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	132,224,400	－		
インターネット出願受付用機器等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	インターネット出願受付用機器等は、インターネットを利用して行われる出願・請求等の各種手続きを受け付けるために必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	176,704,838	－		
外国審査官用ＰＣ一式の賃貸借	2008/4/1	ネットワンシステムズ（株） 東京都品川区東品川二丁目２番８号 三菱ＵＦＪリース（株） 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	特許制度の国際的ハーモナイゼーションを進展させるためには、各国特許庁が実務についての相互理解を深め、審査官相互の信頼感を醸成していくことが非常に重要である。我が国では主要各国と積極的に審査官を相互に派遣し、交流の拡大を図り制度・運用の調和と相互理解の進展に取り組んできているところである。現在、ＥＰＯを初めとする各国特許庁との間で相互に審査官を派遣し、我が国特許庁には年間５０名程度の外国審査官が概ね2週間程度の期間で来庁している。これら来庁した外国審査官の使用に供するため、メール機能やインターネット接続機能を備えたＰＣが必要であり、セキュリティ面から庁内ＬＡＮとは別の無線ＬＡＮシステムにより構成された外国審査官用ＰＣ一式が必要となる。当該ＰＣ等機器一式は、調達時に複数年度の使用期間（通常４年）を想定して導入しており、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	2,561,393	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
業務用PC一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	業務用ＰＣは、事務処理システムのクライアント端末をオールインワンＰＣに統合し、審査資料の検索業務に必要なサーチ用ワークステーションの機能を業務用ＰＣに統合して使用するのに必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	2,722,836,131	－		
電子現金納付サービスに必要な試験用機器一式の賃貸借	2008/4/1	東京通信電設（株） 東京都港区新橋五丁目３５番１０号 三菱ＵＦＪリース（株） 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	電子現金納付サービスに必要な試験用機器は、電子現金納付システムの開発、及びシステムの改造等が発生したときに財務省会計センターとの接続試験、環境を構築するために必要な機器であり、一般競争入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	808,920	－		
電子出願包袋事務処理システム用機器一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	電子出願包袋事務処理システム用機器は、特許・実用新案における電子出願申請書類等の原本管理を行う原本管理システムに必要な全体管理ホスト、運用監視に必要なサーバ、各種帳票出力に必要なプリンタ装置等の周辺装置、ＩＳＤＮ出願に必要な回線周辺装置など特許庁のペーパーレスシステムの基幹システムに必要な機器である。当該機器は、業務・システムの最適化計画による新事務処理システムの稼働開始までの使用を想定しており業務・システムの最適化計画まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。 従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	524,763,384	－		
ネットワーク機器等一式の賃貸借	2008/4/1	日本電気（株） 東京都港区芝五丁目７番１号 ＮＥＣリース（株） 東京都港区芝五丁目２９番１１号	ネットワーク機器等は、庁内ＬＡＮ（業務用、ＯＡ用、試験用）、庁外ＷＡＮ（経済産業省別館、地方特許室、ＪＴビル等）等のネットワークを構築するために必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	236,482,947	－		
リモートアクセスサーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	リモートアクセスサーバは、特許庁内にある特実検索システムから蓄積範囲対象外等の文献データを（財）日本特許情報機構内の特許電子図書館から取得する際に必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	2,979,900	－		
意匠・商標記録ファイルサーバ等機器一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	意匠・商標記録ファイルサーバ機器は、意匠・商標における電子出願申請書類等の記録ファイルシステム、方式システム、審査周辺システム等の支援及びデータ蓄積・管理するために必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	567,000,000 円	－		
意匠文献照会用ゲートウェイサーバ一式の賃貸借	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目１番１号 東芝ファイナンス（株） 東京都中央区銀座五丁目２番１号	意匠文献照会用ゲートウェイサーバは、審査用ＰＣから意匠検索システムを使用する際に必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	13,728,105	－		
運用管理サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	運用管理サーバは、各業務システムの円滑な運用を図るためにオペレータが実施するハードウェア監視、ソフトウェア監視、ジョブ管理及びリソース監視を一元的に管理・運用するために必要な機器であり、ＷＴＯ調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	32,760,000 円	－		
漢字ATTACK一式及び漢字住所ﾏｽﾀｰ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）ニィス 東京都文京区小石川五丁目４番４号	漢字ＡＴＴＡＣＫ一式及び漢字住所マスター一式は、発送、公報システムにおいて住所データの管理等を行うために必要なソフトウェアである。 当該ソフトウェアはホスト系機器に組み込まれており、他システムと連携して稼働している。ホスト系機器はシステムの最適化までの使用を想定しており、当ソフトウェアにおいてもホスト系と同様に最適化まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。 従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	1,638,000円	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
共通テーブル管理システム用サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	共通テーブル管理システム用サーバは、システム利用者情報（ユーザ情報・ログイン認証情報）を一元管理し、共用カードを廃止、一人に一枚ICカードを配布、ログインにおける利便性の向上（シングルサインオン機能）、セキュリティの向上を図るために必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	211,032,407	－		
業務用ＤＮＳサーバ等一式の賃貸借	2008/4/1	ネットワンシステムズ（株） 東京都品川区東品川二丁目２番８号 ｾﾝﾁｭﾘｰ・ﾘｰｼﾝｸﾞ・ｼｽﾃﾑ（株） 東京都港区浜松町二丁目４番１号	業務用ＤＮＳサーバ等は、業務系ネットワークに接続されている各業務システム用サーバのIPアドレス等を一元的に管理し、各システム間のデータ送受信を行うために必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	7,499,520円	－		
事務処理システム用中央処理装置及びプログラム・プロダクト等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日本電子計算機（株） 東京都千代田区丸の内三丁目４番１号	事務処理システム用中央処理装置及びプログラム・プロダクト等は、基幹業務系システムである登録システム、包袋管理システム、公報システム、ＰＣＴ（ＲＯ）システムに必要な機器である。当該機器は、業務・システムの最適化計画による新事務処理システムの稼働開始までの使用を想定しており業務・システムの最適化計画まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	465,864,336	－		
商標基本マスタサーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	商標基本マスタサーバは、商標分散処理システム内のサーバ間の連携及びシステム全体の運用管理を行うのに必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	54,127,500	－		
商標称呼検索サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	商標称呼検索サーバは、商標から生じる称呼をもとに、検索基準に従って類似商標を検索及び商標中に存在する文字列の検索を行うのに必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	46,276,479	－		
審判サーバ機器等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日本電子計算機（株） 東京都千代田区丸の内三丁目４番１号	平成１８年１月に導入した審判サーバ機器等は、審判事務処理システム、審判決例検索システム及びマドプロシステム等、審判の方式・審決起案に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	200,907,000円	－		
審判システム用ＯＣＲ機器一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	審判システム用ＯＣＲ機器は、審決等を審判事件の当事者及び参加人に対して特別送達した際に、特許庁に送られる送達報告書を読み取るために必要な機器であり、一般競争入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	1,027,000	－		
図形商標審査システム用サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目１番１号 東芝ファイナンス（株） 東京都中央区銀座五丁目２番１号	図形商標審査システム用サーバは、商標審査において図形商標の検索及び図形検索システムに必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	44,933,224	－		
全文検索サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	富士通（株） 東京都港区東新橋一丁目５番２号 ｾﾝﾁｭﾘｰ・ﾘｰｼﾝｸﾞ・ｼｽﾃﾑ（株） 東京都港区浜松町二丁目４番１号	全文検索サーバは、特実検索システムにおける全文検索機能（出願書類、国内外公報、技術文献等の審査資料をテキスト検索する機能）を実現するために必要な機器であり、平成１７年３月にWTO調達手続きによる入札を行い導入（想定使用期間４年）した機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	91,511,983	－		
電子プリンタ・システム装置の賃貸借	2008/4/1	東レエンジニアリング（株） 東京都中央区日本橋本石町三丁目３番１６号	当該装置のプログラムはホスト系機器に組み込まれており、他システムと連携して稼働している。ホスト系機器はシステムの最適化までの使用を想定しており、当装置、プログラムにおいてもホスト系と同様に最適化まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約としている。	－	3,052,980	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
電子出願受付サーバ機器等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	平成１７年１月から稼働している電子出願受付サーバは、オンライン発送、申請書類の受付等の業務を処理するのに必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	362,436,524	－		
登録ゲートウェイサーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日本電子計算機（株） 東京都千代田区丸の内三丁目４番１号	登録ゲートウェイサーバは、登録システムと業務用ＰＣとを接続するために必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	62,506,080円	－		
登録システム用ＯＣＲ機器一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	登録システム用ＯＣＲ機器は、特許等原簿の認証謄本交付業務において、申請者が記載した交付申請書類を読み取るために必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	983,044	－		
特実・意匠文献サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目１番１号 東芝ファイナンス（株） 東京都中央区銀座五丁目２番１号	特実・意匠文献サーバは、特許・実用新案の国内外の公報、非特許文献等に付与されたＦターム等の検索キーや、全文テキストの検索インデックスを蓄積し、審査官が先行技術文献を高速に検索するのに必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	627,480,000	－		
特実文献検索用ゲートウェイサーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	特実文献検索用ゲートウェイサーバは、審査用ＰＣからＦターム検索システムを利用する際に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	14,257,305	－		
特実文献照会用ゲートウェイサーバ一式の賃貸借	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目１番１号 東芝ファイナンス（株） 東京都中央区銀座五丁目２番１号	特実文献照会用ゲートウェイサーバは、審査用ＰＣから特実検索システム（文献サーバ）の蓄積文献を照会する際に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	40,576,469	－		
特実方式・審査周辺サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	特実方式・審査周辺サーバは、電子出願・インターネット出願に対応したシステムとして迅速な審査の促進、方式システムとしての事務処理の効率向上に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	743,400,000	－		
米国特許商標庁との優先権証明書交換システム用機器一式の賃貸借	2008/4/1	エヌ・ティ・ティ・データ・テクノロジ（株） 東京都港区赤坂2丁目2番12号	米国特許商標庁との優先権証明書交換システム用機器は、日本国特許庁と米国特許商標庁間による優先権証明書の電子的交換に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	－	36,050,121	－		
情報ネットワークシステム用サーバ一式の賃貸借	2008/4/1	ネットワンシステムズ（株） 東京都品川区東品川二丁目２番８号 三菱ＵＦＪリース（株） 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	情報ネットワークシステム用サーバ等は、情報ネットワーク（メール、インターネット等）等を利用する際に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	-	142,669,485円	-		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
仮想ＭＴライブラリ装置等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	仮想ＭＴライブラリ装置等は、中央処理装置で使用するデータの蓄積用カートリッジＭＴ装置及び更新データのバックアップ用ライブラリ装置として使用するのに必要な機器である。当該装置のプログラムはホスト系機器に組み込まれており、他システムと連携して稼働している。ホスト系機器はシステムの最適化までの使用を想定しており、当ソフトウェアにおいてもホスト系と同様に最適化まで使用することがシステムの安定稼働の確保等において最適である。 従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	-	98,895,967円	-		
ワールド・パテント・インデックス（WPI)データの利用	2008/4/1	トムソンコーポレーション（株） 東京都千代田区一ツ木一丁目１番１号	WPIは、世界４０カ国相当の特許情報を収録したデータベースであり、英文抄録データ、書誌情報データ及びＰＣＩ（Patent Citation Index）データベースに含まれる引用文献情報データ（以下WPIデータ）が格納されており、外国特許文献の検索を効率的に行うために必要である。特許庁では、WPIデータを借用し、特許庁内のデータベースに蓄積することで、特許庁内検索システムにより外国特許文献の検索に利用している。 トムソンコーポレーション株式会社は、トムソン・サイエンティフィック・リミテッド（英国）が保有するWPIデータについて、特許庁内のデータベースへの蓄積、及び、そのデータの特許庁の検索用端末での利用の許諾を行える、日本での唯一の契約先である。このため、当該契約を行う際に、他に契約先が存在しないことから、特定な者しか製造・販売等を行っておらず競争を許さない場合として会計法第２９条の３第４項に該当する。	―	265,312,782円	―		
図書館システムに係るハード等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽一丁目７番２７号 センチュリー・リーシング・システム（株） 東京都港区浜松町二丁目４番１号	図書館システムに係るハード等一式の賃貸借については、平成１７年度に一般競争入札により導入した物件であり、調達仕様書においても継続契約が可能であること及び４８月の賃貸借期間を想定していることを明記している。 また、本件賃貸借について他業者に変更した場合、現行サーバからのデータ移行費、設置工事費等が発生し、コスト面からも著しく非効率である。 よって、継続的な事業であるため契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	3,765,720円	―		
ノート型ＰＣ一式の賃貸借	2008/4/1	ネットワンシステムズ（株）東京都品川区東品川二丁目２番８号 センチュリー・リーシング・システム（株） 東京都港区浜松町二丁目４番１号	ノート型PCは、各種説明会、国内外の会議、面接形式による審査・審理業務等のため、職員が出張する際にプレゼンテーション、議事録・会議資料等の作成、出張先からのメールによる連絡等に必要な機器であり、WTO調達手続きによる入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため、随意契約としている。	―	27,433,980円	―		
申請人ラベルプリンタ等一式の賃貸借	2008/4/1	東京通信電設（株） 東京都港区新橋五丁目３５番１０号 センチュリー・リーシング・システム（株） 東京都港区浜松町二丁目４番２号	申請人ラベルプリンタ等は、申請人が書面による手続きを行う際に使用する、特許庁が交付する申請人識別ラベルを出力するために必要な機器であり、一般競争入札を行い導入した機器で、調達時の仕様書において想定使用期間を複数年としているので、競争を許さないことから会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約としている。	―	1,115,100円	―		
文書管理システム用ハードウェア等一式の賃貸借	2008/4/1	エヌ・ティ・ティ・コムウェア（株） 東京都港区港南一丁目９番１号	文書管理システム用ハードウェア等一式については、平成１６年度に当該システムの開発及び旧システムからのデータ移行と合わせて、一般競争入札により導入したものであり、調達仕様書においても継続契約が可能であること及び４８ヶ月（平成１７年１月４日～平成２１年１月３日）の賃貸借期間を想定している旨を明記している。 また、システムの継続に当たっては、他の業者に変更した場合、現行サーバからのデータ移行が必要となるが、システムを停止することは業務に多大な影響を及ぼす事となる。また、データ移行期間中は現行サーバと新たに導入するサーバを同時に設置しておく必要があり、その間の賃貸借料及びデータ移行費並びにハードの設置工事費が発生するため、コストの面からも著しく非効率的である。 したがって、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約とする。	―	15,841,350円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
弁理士試験過去問題検索システムに係るハード等一式の賃貸借	2008/4/1	ＮＥＣリース（株） 東京都港区芝五丁目２９番１１号	弁理士試験過去問題検索システムに係るハード等一式については平成16年度に一般競争入札により賃貸借期間を48か月想定として契約を行った継続的な事業であるため、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法第29条の３第４項に該当するため。	―	1,403,116円	―		
健康管理システムに係るハード等一式の賃貸借	2008/4/1	大興電子通信（株） 東京都新宿区揚場町２番１号	健康管理システムに係るハード等一式については、平成１６年度に当該システムの開発及び旧システムで管理を行っていたデータ移行を合わせて、一般競争入札により導入した物件であり、調達仕様書においても継続契約が可能であること及び４８月（平成１７年～平成２１年）の賃貸借期間を想定していることを明記している。 　また、本件賃貸借について他業者に変更した場合、現行サーバからのデータ移行費、設置工事費等が発生し、コスト面からも著しく非効率である。 　よって、継続的な事業であるため競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	2,330,863円	―		
共通管理システム（給与計算システム）一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	本件は、職員の給与計算を行うための機器等を賃借するものである。 現在は、国家公務員給与計算専用パッケージソフト（㈱日立製作所の「Ｃ／Ｓ型国家公務員給与計算システム」）を基に、様々なカスタマイズを重ねたソフトウェアとソフトウェアの稼働が動作保証されたＯＳである（株）日立製作所独自のＨＩ－ＵＸ／１ＷＥ２を使用したシステム機器（以下「現行システム機器等」という。）により給与計算を行っている。 当初は、全府省統一の人事・給与等業務・システムの最適化によるシステム導入を平成２０年度より予定していたため、平成１９年度で現行システム機器等の賃貸借を終了する予定であった。しかし、全府省共通の人事・給与関係業務情報システムの最適化によるシステムの導入が平成２４年度以降に延期となったため、現行システム機器等を平成２０年度も継続して賃貸借せざるを得ない状況となった。 よって、現行システム機器等を提供できる者が、現在の賃貸借先である（株）日立製作所１社に限定されるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法２９条の３第４項に該当するため。	―	9,906,120円	―		
共通管理システム（人事・人事履歴システム用）一式の賃貸借	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	本件は、特許庁職員の人事情報管理を行うための機器等を賃借するものである。 現在は、民間企業向け人事情報管理パッケージソフト（（株）日立製作所の「Hi-Per人事」）を基に、ＯＳはWindows-NTを使用したシステム機器（以下「現行システム機器等」という。）により人事情報管理を行っている。 当初は、全府省統一の人事・給与等業務・システムの最適化によるシステム導入を平成２０年度より予定していたため、平成１９年度で現行システム機器等の賃貸借を終了する予定であった。しかし、全府省共通の人事・給与関係業務情報システムの最適化によるシステムの導入が平成２４年度以降に延期となったため、現行システム機器等を平成２０年度も継続して賃貸借せざるを得ない状況となった。 よって、現行システム機器等を提供できる者が、現在の賃貸借先である（株）日立製作所１社に限定されるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法２９条の３第４項に該当するため。	―	7,886,088円	―		
人事評価システムに係るサーバ等一式の賃貸借	2008/4/1	（株）インテック 東京都江東区新砂一丁目３番３号	現在、特許庁で稼働している人事評価システムは、平成１８年度にシステム開発とそれに伴うサーバ等の機器一式を併せて入札で調達したものであり、機器の貸借契約期間については４８ヶ月を前提とした月間賃借料を基本としたものである。 平成２０年度においても引き続き人事評価制度の運用を行っていくことから、開発されたシステムとサーバ等機器は密接不可分であり、システムに精通した導入業者でなければ確実な保守等が見込まれないことから株式会社インテックとの継続契約を行うものである。 　従って継続的な事業であることから競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	2,268,000円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
登録事務システム（通常実施権等登録制度見直し対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	登録事務システム平成２０年度事業の「通常実施権等登録制度見直し」は、登録権利者、登録義務者又は債権者の判別、及び必要に応じた項目のマスキング機能の追加、出願中の通常実施権等の登録にあっては、案件を登録するファイルを作成し、該当案件が設定登録された段階で、当ファイルより情報を取得し磁気原簿への反映をする等のシステム改造を行う。また、昨年度より継続している申請人等の銀行口座から自動振替の実現を図るための「銀行口座自動振替対応」、設定登録時に利用している包括納付を各年特許（登録）料にも対応するための「年金自動納付対応」について昨年度より引き続き継続する。また、「移転登録日効力発生日変更対応」では、該当登録番号を基に謄本等への欄外表示を付加する機能、移転記事末尾に記載される登録日の非表示、業務改善等の効率化を図るため、納付書原本の格納先を拡張するために、格納先の追加と指定、起案書文言変更にあっては、既プログラム中に記載のある文言の変更等の条件を変更するための改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	518,132,349円	―		
国際商標出願システム（査定系不服審判請求期間の延長対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	国際商標出願システムは、我が国において、平成１２年3月１４日にマドリッドプロトコルが発効するにあたり、情報管理及び事務処理の業務効率を図ることを目的として、平成１１年度より随時新規開発を行い、現在では、本国官庁、指定国官庁、国際商標登録原簿管理、審査のシステムで構成されていて、マスタ作成や更新等の業務を支援している。 　平成２０年度の事業である「特許法等の一部改正（特許料等引き下げ対応）、（移転登録日効力発生日変更対応）、（査定系不服審判請求期間の延長対応）」、「著作権法改正対応」、「業務改善等効率化対応（３項目）」は、　法改正の対応並びに指定国官庁、審査業務に際し、データの抽出・格納、マスタ作成・更新、業務画面での表示・操作、機械チェック等に関しての条件を変更するための改造であり、新たな機能を開発することではない。 　従って、既存の国際商標出願システムの供給者以外に本改造を行うことができないので、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	69,064,233円	―		
国際出願システム（明細書様式統一対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	本件、国際出願（ＰＣＴ受理官庁）システムのサーバを利用した電子計算機処理は、国際出願課及び特実審査部の業務を効率的に支援するためのシステムであり、平成２０年度事業の「銀行口座自動振替対応」・「明細書様式統一対応」・「国際事務局対応」・「事務処理効率化機能改善対応」等の対応は、受理官庁マスタ内のデータ更新方法（条件）や所定様式への編集（記載）方法、受理官庁マスタ照会時のデータ抽出・表示画面編集条件等を変更するための改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存のＰＣＴ受理官庁システムの供給者以外に本改造を行うことが不可能であり、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	127,679,559円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特実検索システム検索機能（標準技術審査資料追加対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	特実検索システムは、国内及び外国の公報、非特許文献等のイメージやテキストを蓄積し、先行技術文献を高速に検索する機能を提供することにより、審査官の先行技術文献調査を支援するシステムである。 平成２０年度事業概要の「明細書様式統一対応」は、Ｈ２１年１月から運用が開始される出願明細書の標準様式に対応するための改修である。 また、「優先権書類デジタルアクセスサービス対応」は、優先権書類の電子的交換を世界中で可能とするための取り決め（ＤＡＳ）に対応するための改修である。 また、「標準技術審査資料追加対応」は、競合企業が激しい技術競争を繰り広げている技術分野における非学術雑誌、製品の取扱説明書、フォーラムの議事録等の新しいカテゴリーの文献を蓄積し、検索・照会を行うようにする改修である。 また、「ＷＰＩのＩＰＣ８版対応」は、ＩＰＣ８版再分類データをインハウスＷＰＩに蓄積可能とするための改修である。 また、「韓国特許公報蓄積機能追加対応」は、韓国文献の図面・原文テキストのデータを庁内データベースに蓄積するための改修である。 また、「文献蓄積機能改善対応」は、データ不正の発生原因の一つである外国由来の想定外データによって起こっているデータベースの不正状態を解消させるための改修である。 また、「中国文献番号体系変更対応」は、変更された中国特許文献番号体系に対応するための改修である。 また、「特実検索システム機能向上対応」は、昨今、社会的要請となっている迅速かつ的確な審査を実現するために、特実検索システムの利便性を向上させるための改修である。 また、「検索サーバ更改対応」は、平成２１年度に予定している検索サーバのリプレースを行うための設備条件検討支援を行うものである。 以上は、既に開発している特実検索システム検索機能の改造であり、新たな機能を開発することではない。従って、既存の特実検索システム検索機能の供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	ー	411,857,554円	ー		
商標検索システム（移転登録効力発生日変更対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	商標検索システムは、商標審査における検索業務を効率的に支援するため、出願データ及び各種審査資料を検索データ化し、称呼、類似群コード、検索用商標を検索キーとして商標検索を行い、商標基本マスタ照会等を可能とするシステムであるところ、平成２０年度事業である「移転登録効力発生日変更対応等の制度改正対応」及び「サーバ更改対応」は、既存のシステムへの各種情報の取り込みや更新処理、テーブルの改造等を行うものであり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の商標検索システムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	ー	140,336,091円	ー		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
審判システム（査定系不服審判請求期間の延長対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号	本件審判システムは審判段階の事務及び審理の業務を支援するシステムであり、平成２０年度審判システム事業である「査定系不服審判請求期間の延長対応等」は、既存の審判請求書受け入れチェック機能及び前置移管チェック機能・方式調査機能の改造、「移転登録日効力発生日変更対応」は、既存の登録マスタ参照処理及び起案設定処理等の改造、「明細書様式統一化対応」は、既存の目視画面編集機能、書類受入処理及び取得項目変更処理等の改造、「刊行物等提出オンライン対応」は、既存のアイテムＩＤ変換処理等の改造、「標準技術審査資料追加対応」は、既存のデータベースに新コードを付加して利用するため、「通常実施権登録制度見直し対応」は、既存の方式結果エンティティ内容判定及びワーニングメッセージ編集表示の改造、「発送書類の退職者チェック対応」は、既存の審判記事取得処理等の改造、「ＳＧＭＬロック対応」は、既存のＳＧＭＬロック解除処理の改造、「早期管理情報における検索キー追加対応」は、既存の早期管理情報参照の改造、「部門主任指定対応」は、事件指定・部門変更とともに主任未指定状態へのマスタ修正処理の改造、「審決の部分確定対応」は、既存の特許請求取得処理等の改造、「審判決例検索システムの機能変更対応」は、既存の画面テンプレート等の改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。 　したがって、既存の審判システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	186,917,582円	―		
窓口系受付システム（明細書様式統一対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	本件窓口系受付システムは、申請人から提出された書類の受付業務、庁内起案部署から申請人宛に出された処分等の発送業務、それらの申請書類・発送書類等の閲覧業務を支援するシステムであり、平成２０年度事業の「明細書様式統一対応」は、現在行っている受付チェック及び証明交付編集条件の改造である。「銀行口座自動振替対応」は、平成１９年度から引き続き行う改造である。「刊行物等提出オンライン対応」は、現在行っている受付チェック及び証明交付編集条件の改造である。「通常実施権等登録制度見直し対応」は、現在行っている閲覧証明交付と登録システムのインターフェースの改造である。「優先権書類デジタルアクセスサービス対応」は、現在行っている受付書類の追加に伴うチェック、発送書類の追加に伴うハガキ編集及び閲覧証明交付編集条件の改造である。「特許料等引き下げ対応」は、現在発送している注意書の修正である。「受付／ＩＯＰサーバ更改対応」は、サーバ更改のためのポーティングである。「セキュリティソフトバージョンアップ対応」は、現在行っているウイルス検知方法の改造である。「注意書修正」は、現在発送している注意書の定期メンテナンスである。 　これらの改造は既に開発している窓口系受付システムへの改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。 　従って、既存の窓口系受付システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	442,400,453円	―		
申請人登録システム（受付/ＩＯＰサーバ更改対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	本件申請人登録システムは、識別番号の付与や電子証明書の登録等を行う、申請人登録の業務を支援するシステムであり、平成２０年度事業の「受付／ＩＯＰサーバ更改対応」は、サーバ更改のためのポーティングである。「民間認証局属性型証明書の標準拡張領域表示対応」「申請人登録業務メニューリンクアンカー追加対応」「申請人登録業務フールプルーフ対応」は現在の業務画面表示の改造である。 　これらの改造は既に開発している申請人登録システムへの改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。 　従って、既存の申請人登録システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	24,481,737円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
記録原本管理システム（明細書様式統一対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	本件記録原本管理システムは、出願から最終処分までの（更新・起案・庁内書類）情報を記録した出願マスタの管理と、書類原本を格納した書類原本ファイルを管理することで、特許庁電子化事務処理システムの全体管理を行っているシステムであり、平成２０年度事業の「明細書様式統一対応」は出願明細書の標準様式について運用を実現するための改造である。「刊行物提出オンライン対応」は、現在、書類の提出に限られている情報提供をオンラインでも可能とするための改造である。「ハード等更改対応」は平成２１年更改予定の受付サーバの業務導通試験及び動作確認・走行確認等を行うものである。「優先権書類デジタルアクセスサービス対応」は参加庁が優先権書類データ交換に必要なアクセスコードの発行、管理を行い、第三国優先権書類交換の仕組みを利用して優先権書類データを入手するシステムに対応する改造である。また、「業務改善等効率化対応」は審判システムから送られてくる審判公告分類に関するマスタ更新データのチェック条件の見直しを行い、二度目以降の更新データについても記録原本ファイルへの更新を許容するよう所要の改造を行う。以上のことから、これらの対応は、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の記録原本管理システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	ー	385,483,549円	ー		
特実方式審査システム（優先権書類デジタルアクセスサービス対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	特実方式審査システムの平成２０年度事業の「優先権書類デジタルアクセスサービス対応」、「銀行口座自動振替対応」、「明細書様式統一対応」、「査定系不服審判請求期間の延長対応」、「通常実施権等登録制度見直し対応」、「刊行物等提出オンライン対応」、「業務改善等効率化（国内出願業務）対応」及び「業務改善等効率化（国際出願業務）対応」の対応は、各種機械チェックを可能とするように条件を変更する改造及び各種業務画面への表示を可能とするように条件を変更する改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の特実方式審査システムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	ー	272,404,356円	ー		
意商方式審査システム（通常実施権等登録制度見直し対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	意商方式審査システムは、平成１２年１月より意匠・商標の電子出願の受付開始と同時に稼働し、その後制度改正に対応したシステム改造を行い現在に至り、意匠・商標に係る願書及び中間書類の方式審査業務を支援するシステムであり、平成２０年度事業の「通常実施権等登録制度見直し対応」、「銀行口座自動振替対応」、「査定系不服審判請求期間の延長対応」及び「業務改善等効率化対応」は、各種機械チェックを可能とするように条件を変更する改造及び各種業務画面への表示を可能とするように条件を変更する改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の意商方式審査システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	ー	26,857,225円	ー		
料金納付管理システム（歳入金電子納付システム更改対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	料金納付管理システムの平成２０年度事業の「歳入金電子納付システム更改対応」、「銀行口座自動振替対応」及び「受付サーバ更改対応」は、各種機械チェックを可能とするように条件を変更する改造及び各種業務画面への表示を可能とするように条件を変更する改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の料金納付管理システムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	ー	100,369,762円	ー		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特実審査周辺システム（明細書様式統一対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	特実審査周辺システムは、電子出願・包袋事務処理システムのバージョン２として、平成５年に開発された。その後、平成１３年に専用端末利用から業務用ＰＣ利用の形に改造され、今日に至っている。本システムにより、審査対象案件のステータス管理、審査官起案業務、起案決裁業務、及び、検索外注の案件選定や発注のサポート等を行っている。 平成２０年度事業概要の「明細書様式統一対応」は、審査用書類の紙出力を行うプログラムについて書類の出力順序を変更する対応、「三極間インターフェース仕様改訂対応」は日、米、欧州の各特許庁間のデータ交換の仕様が改訂されたことへの対応である。 また、「標準技術審査資料追加対応」は、検索システムに新たに標準技術審査資料が蓄積されることへの対応、「刊行物提出オンライン対応」はオンラインにより刊行物提出書及び添付書類が提出されることへの対応である。そして、「案件管理機能向上対応」は不正な案件の状態を迅速に修正するための対応であり、「中国文献番号体系変更対応」は、中国特許文献の番号体系が変更されたことへの対応である。 以上は、既に開発している特実審査周辺システム検索機能の改造であり、新たな機能を開発することではない。従って、既存の特実検索システム検索機能の供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	54,733,948円	―		
意匠審査周辺システム（著作権法改正対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	意匠審査周辺システムは、意匠検索システムから審査対象案件の意匠分類を受け取った後、担当官毎に案件の振り分け・審査用書類出力を行い、意匠検索システムを利用したサーチ結果情報を接受し、起案・決裁をペーパーレスで行うシステムである。 平成２０年度事業の「著作権法改正対応」・「３条の２引用先願の待ち登録機能」・「イメージ編集機能の描画鮮明化」はいずれも既存機能を拡張する改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の意匠審査周辺システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	28,716,586円	―		
商標審査周辺システム（査定系不服審判請求期間の延長対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	平成９年４月から稼働していた「商標審査起案等システム」は、平成１２年１月の商標ペーパーレスシステムの稼働に伴い、「商標審査周辺システム」へのシステム移行がなされ、権利設定の早期化への支援並びに審査期間の法定化に伴う個別案件管理等の審査支援策の環境整備がなされてきたところ、平成２０年度事業である「査定系不服審判請求期間の延長対応等の制度改正対応」及び「業務改善効率化対応（６項目）」は、既存のシステムへの各種情報の取り込みや更新処理、テーブルの改造等を行うものであり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の商標審査周辺ステムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	36,063,478円	―		
共通テーブル管理システム（ハード等更改対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	共通テーブル管理システムは、一度のログインで複数システムの使用が可能となるシングルサインオン機能及び特許庁全システムのユーザ情報・ログイン認証の一元管理等を行うことにより、不正アクセスや情報漏洩の防止等の庁内システムにおいての情報セキュリティ機能を確保し向上させるために、平成１６年１０月から稼働を開始しているシステムである。 平成２０年度共通テーブル管理システムの「審査室再編等作業対応」、及び「ハード等更改対応」は、既存の設定ファイルの修正や、現在共通テーブル管理システムで同期処理を行っているアプリケーションの改造、及びセキュリティの確保のための改造であり、新たな機能を追加するための開発ではない。 従って、既存の共通テーブル管理システムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	206,059,171円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
データウェアハウスシステム（優先権証明書交換システムとの新規連携対応等）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	本件ＤＷＨシステムは、特許庁内各業務システムに格納された情報を横断的かつ総合的に管理し、多角的な調査・分析を行うことをより容易に各種業務統計の最新情報を取得できる統計システムである。 平成２０年度ＤＷＨシステムの「優先権証明書交換システムとの新規連携対応」、「外国文献マスタ削除連携機能追加対応」、及び「レプリケーション追加対応」は、制度改正等の実施による他システムの改造に伴い、ＤＷＨシステムでも業務統計を取得可能とするための改造であり、新たな機能を追加するための開発ではない。 従って、既存のデータウェアハウスシステムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	33,998,454円	―		
インターネット出願用ゲートウェイ機能（銀行口座自動振替対応）の改造　一式	2008/4/1	（株）エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目３番３号	本件、インターネット出願用ゲートウェイ機能は、申請人からインターネットを利用した国内及び国際出願（ＰＣＴ－ＲＯ出願）の申請書を受付けるためシステムであり、平成２０年度事業の「銀行口座自動振替対応」は、データベース内のチェック・更新条件や所定様式への編集・記載方法、データ抽出・表示編集条件等を変更するための改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存のインターネット出願ゲートウェイ機能の供給者以外に本改造を行うことが不可能であり、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	2,714,050円	―		
優先権証明書交換システム（優先権書類デジタルアクセスサービス対応等）の改造　一式	2008/4/1	エヌ・ティ・ティ・データ・テクノロジ（株） 東京都港区赤坂二丁目２番１２号	日米間において出願人による優先権書類の提出（従来は紙により出願人が個別に出願国の特許庁から優先権書類交付を受けて、他国特許庁に提出することが必要）を免除することで、出願人および庁内業務の大幅な負担軽減ならびに出願人の利便性向上のため実施することとし、そのために優先権証明書交換システムの開発を行った。 優先権証明書交換システムの平成２０年度事業の「優先権書類デジタルアクセスサービス対応」「明細書様式統一対応」は、平成１８年度開発の米国特許商標庁との優先権証明書交換機能にデジタルアクセスサービスへのインターフェースを追加する改造であり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の優先権証明書交換システムの供給者以外に本改造を行うことはできないため、互換性等により競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	102,726,994円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特実検索システム文献照会機能（標準技術審査資料追加対応等）の改造　一式	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目1番1号	特実検索システムは、国内及び外国の公報、非特許文献等のイメージやテキストを蓄積し、先行技術文献を高速に照会する機能を提供することにより、審査官の先行技術文献調査を支援するシステムである。 平成２０年度事業概要の「明細書様式統一対応」は、Ｈ２１年１月から運用が開始される出願明細書の標準様式に対応するための改修である。 また、「優先権書類デジタルアクセスサービス対応」は、優先権書類の電子的交換を世界中で可能とするための取り決め（ＤＡＳ）に対応するための改修である。 また、「標準技術審査資料追加対応」は、競合企業が激しい技術競争を繰り広げている技術分野における非学術雑誌、製品の取扱説明書、フォーラムの議事録等の新しいカテゴリーの文献を蓄積し、検索・照会を行うようにする改修である。 また、「ＷＰＩのＩＰＣ８版対応」は、ＩＰＣ８版再分類データをインハウスＷＰＩに蓄積可能とするための改修である。 また、「韓国特許公報蓄積機能追加対応」は、韓国文献の図面・原文テキストのデータを庁内データベースに蓄積するための改修である。 また、「文献蓄積機能改善対応」は、データ不正の発生原因の一つである外国由来の想定外データによって起こっているデータベースの不正状態を解消させるために、蓄積媒体から特定の文献情報を選択して蓄積する機能等を追加する改修である。 また、「引用非特許文献の電子化依頼削除機能追加対応」は、引用非特許文献の電子化工程において、不要となった電子化依頼の削除を可能とするための改修である。 以上は、既に開発している特実検索システム文献照会機能の改造であり、新たな機能を開発することではない。従って、既存の特実検索システム文献照会機能の供給者以外に本改造を行うことはできないため、会計法第２９条の３第４項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）、及び政府調達に関する協定１５条（限定入札）の１（ｄ）「互換性」に該当する。	―	156,389,100円	―		
意匠検索システム文献照会機能（審査資料連携機能拡張等）の改造　一式	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目1番1号	意匠検索システムは、電子化された意匠審査資料を意匠分類・Ｄタームにより効率的に検索・照会し、またこれに関連する検索支援機能、意匠審査周辺システムとの連携によるサーチ結果情報の送信、起案書への自動反映を可能としたシステムである。 平成２０年度意匠検索システム（文献照会機能）の「審査資料連携機能拡張」は既存機能を拡張する改造であり、「意匠検索機能の高度化」は検索画面を変更する改造であり、いずれも新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の意匠検索システム（文献照会機能）の供給者以外に本改造を行うことはできないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	57,233,400円	―		
図形商標審査システム（移転登録効力発生日変更対応等）の改造　一式	2008/4/1	東芝ソリューション（株） 東京都港区芝浦一丁目1番1号	図形商標審査システムは、商標審査における検索業務を効率的に支援するため、出願データ及び各種審査資料を検索データ化し、図形ターム（ウィーン国際図形分類）、類似群コードを検索キーとして図形商標検索を行うシステムであるところ、平成２０年度事業である「移転登録効力発生日変更対応等の制度改正対応」及び「サーバ等更改対応」は、既存のシステムへの各種情報の取り込みや更新処理、テーブルの改造等を行うものであり、新たな機能を追加する開発ではない。従って、既存の商標審査周辺ステムの供給者以外に本改造を行うことができないため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	―	72,411,150円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
インターネット公報発行に係るホスティングサービス　一式	2008/4/1	（株）日立製作所 東京都江東区新砂一丁目６番２７号 日立キャピタル（株） 東京都港区西新橋二丁目１５番１２号	本契約は、平成17年度に一般競争入札(WTO)を行った結果、株式会社日立製作所が落札し現在の契約に至っている。 その際、インターネット公報発行用の機器等（以下「機器等」という）48ヶ月間継続使用することを目的として調達を含めたホスティングサービス契約一式で入札を行ったため、引き続き平成20度においても当該機器等を継続的に使用する予定である。 また、ホスティングサービス一式の中には、一般利用者にとってより良い利用環境を整備するために運用管理者用の機能を設けており、この運用管理者用機能は、本件ホスティングサービスで要求している機能の中で最も専用に作成また統一した機能を持たなければならず、そのためには互換性が必要であり且つサービス内容・機能に相違が生じてはならない。 したがって、本契約を競争に付するためにはソフトウェアの開発、環境設定、業務試行等導入までの期間として約6ヶ月かかることが想定されることから、これを毎年行うことは、事務、事業等を行う上で経済性、効率性に反することとなる。 よって、本事業は、継続的な事業であるため競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	―	61,453,350円	―		
ＶＦＷ構築作業	2008/4/1	日本電気（株） 東京都港区芝五丁目７番１号	セキュリティ対策として外部機関からのアクセス経路に沿って、特許庁内にファイアウォールを直列に2段設置する必要がある。 本事業は、直列に設置するファイアウォールのうち、特許庁よりのファイアウォールについて、新たな機器を追加するのではなく、既存ネットワーク機器（平成１６年度にWTO調達手続きによる入札を行い想定使用期間6年間で導入した機器である）に設定変更作業を行い、ソフトウェア的にファイアウォール（以下「VFW」）を構築するものであり、新たな機器を調達し設置するよりも安価で済み、なおかつ同等のセキュリティ効果が得られる。 また既存ネットワーク機器は、特許庁の業務システムに接続されておりVFW構築作業中に障害が発生した場合は特許庁の業務システムに重大な影響を及ぼし通常業務が停止してしまうことから、VFWの構築については障害が発生するリスクが少なく、障害が発生したとしても迅速に復旧可能な方法で実施する必要がある。 したがって、既存機器の仕様や運用方法、設定情報等を熟知した業者に設定変更作業を行わせる必要がある。 既存ネットワーク機器を導入した業者は上述の条件を満たす唯一の業者であり、既存システムとの互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当する。	―	11,445,000円	―		
迷惑メールフィルタリングサービス　一式	2008/4/1	（株）インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町１－１０５	迷惑メール対策サービスは、急増する迷惑メールによるインターネット接続回線の圧迫、メールサーバの処理の増加、職員が個別に選別し処理することによる時間的損失の発生を防ぐため、迷惑メールが特許庁に到達する前に効果的にフィルタリングを行うサービスを導入し、インターネット接続回線、メールサーバの処理、職員の負担軽減を図るために必要である。 本サービスは、現在ＷＴＯ調達手続き中（平成２１年1月稼働予定）の情報ネットワークシステムの調達に含まれているが、その稼働までの期間（平成２０年4月～平成２０年１２月）は、サービス提供を停止させず継続する必要がある。 本事業の請負先については、平成１９年度に一般競争入札を行った際に参加した唯一の業者（入札不調のため協議による契約業者）であり、再度調達をした場合初期費用が発生することから、継続的にサービスを利用することが効果的な事業であり、サービス利用期間が短いなか、当該サービス提供を停止させず安価に継続して提供することが出来る唯一の業者であることから、競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため、随意契約としている。	―	11,700,150円	―		
特許庁庁舎（ＪＴビル）清掃業務	2008/4/1	㈱ジェイティクリエイティブサービス 東京都港区虎ノ門二丁目２番１号	ＪＴビルとの賃貸借契約には「ＪＴビル館内規則」の遵守が定められている。ＪＴビル館内規則にはＪＴビルの指定する清掃業者と契約することが明記されており、（株）ジェイティクリエイティブサービスがその請負業者として指定されているため、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	―	12,208,140円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
うがい器点検保守業務	2008/4/1	東京サラヤ㈱ 東京都品川区東品川一丁目２５番８号	本業務は当庁庁舎既設のうがい器の保守点検及び薬液の補充を行うものである。当該設備は、１．庁舎に合わせて庁舎壁面に埋込型の機器として、特別仕様で製作されたものであり、機器の内部構造や構成部品、薬液の機器内での混合の割合、その成分比の詳細などは他社では知り得ない。２．うがい薬を人体に直接含んで使用することに対する安全性の確保の面から、薬液の機器内での混合の割合や成分の詳細を知り得ない他社に点検保守業務を請け負わせ、薬液と機器構成部品との相性等による発錆等により健康被害を生じさせることができない。３．当該機器は設計施工業者独自の技術である、アスピレーター方式により薬液を供給するものである。４．当該機器は部品から特別仕様で製作したものであり、故障の際の部品の調達は設計施工業者以外が行うことは困難である。以上の理由から、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	－	226,800円 単価9,655円	－		（保守１年度契約） （薬液５Ｌあたり） 調達予定総額 1,559,190円
特許庁庁舎エレベーター設備点検保守	2008/4/1	三菱電機ビルテクノサービス㈱ 東京都荒川区荒川七丁目１９番１号	当該業務は庁舎既設エレベーター設備の定期点検、保守、修理等を行うものである。エレベーター設備は、高層建物内の重要不可欠な交通手段であり、人を運搬するという観点から、他の一般建築設備と異なり高度の信頼性と安全性が求められる。従って、当庁舎エレベーター設備のメンテナンスにおいては、当該設備に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した場合における適切な緊急対応能力（２４時間対応）と修理能力を有する業者を選定する必要がある。三菱電機ビルテクノサービス株式会社は、当該エレベーター設備を設計･施工した三菱電機株式会社の直系エレベーターメンテナンス会社であり、他の業者にない以下の特徴を有している。１．当該設備は、特許庁庁舎に合わせて特別に製作、運用されているものであるため、機器内部構造、制御システム、機器特性等を他社では知り得ず、結果安全面を考慮すると他社が保守点検を行うことは不可能である。２．当該設備竣工時からの改修、保守管理履歴を細部に至るまで全て有しているため、的確なメンテナンス計画に基づいた作業が実施できる。３．エレベーター設備業者は、一貫した設計思想とそれを承継した製造･施工･保守を行うことにより当該設備固有の機器特性に最適な保守管理ノウハウを有しているため、質の高い保守管理サービスを提供できる。４．蓄積されたノウハウを基に独自のエレベーター点検装置を開発し所有しているため、目視点検等では不可能な不良を発見し、適切なタイミングでの部品交換を行うことができる。５．エレベーター制御装置に記録された各種運行データを抽出し、変調の履歴や原因を分析し、将来起こりうる故障の予測を迅速かつ的確にできるメンテナンスコンピュータ等、当該設備に対応したメンテナンス機器を保有している唯一の業者である。これにより、異常の早期発見による予防能力と故障時の早期復旧能力に優れており、緊急時において２４時間の対応ができる。６．独自に製造された設備であるため、他社製品と互換性がない多くの部品が使用されており、緊急時の部品調達に迅速かつ確実に対応できる。以上の理由により、既存システム等との互換性等から競争を許さないため、会計法第２９条の３第４項の規定に基づき随意契約とする。	－	24,519,600円	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
空調設備自動制御装置点検保守業務	2008/4/1	㈱山武ビルシステムカンパニー東京本店 東京都品川区東品川四丁目１２番１号	空調設備自動制御装置は、執務室及び電算機室等に設置されている空調設備等の運転・監視を制御するための装置である。当庁では、２４時間３６５日のオンライン出願受付を行っており、オンライン受付用サーバは空調機の停止等による温度上昇に多大な影響を受けることから、庁舎内の湿温度を適切かつ効率的に運転するためには多数の熱源機器や空調機器から構成される設備を的確に連動制御する必要がある。したがって、当該装置の点検保守には、既設空調設備等の構成、各機器の特性に精通しているだけでなく、連動する設備の制御システムについて熟知している必要がある。株式会社山武ビルシステムカンパニーは、当該装置の製造、施工会社の直系業者であり、上記の要件を満たし、他業者にない以下の特徴を有する唯一の業者である。１．空調設備自動制御装置の根幹をなす中央監視装置は、当庁向けに設計・製造されており、他社では知り得ない機器内部構造について熟知している。２．当該装置の技術データ及び竣工時からの保守管理履歴の保有はもとより、効率的な空調運転確保のため改修を重ねた改修履歴を全て保有しており、各設備の性能、構造の全貌及び機器の特性について精通している。また、当該設備専用の点検保守マニュアルを保有しているため、的確なメンテナンスが行える。３．設計・製造業者が独自に開発した装置であるため、他社との互換性のない部品が多数使用されており、故障時の部品の部品調達にも的確かつ迅速に対応できる。以上の理由により既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	―	79,023,000円	―		
中水処理設備等に係る維持管理業務	2008/4/1	ドリコ㈱ 東京都千代田区大手町二丁目６番２号	当該業務は、当庁舎に設置されている中水処理設備及び厨房排水除外設備の各設備の処理機能の維持管理並びに水質管理等の業務を行うものである。当該設備は、その構造やシステムにおいて製造者の独自性の高い設備である。そのため、当該設備に関する技術的資料を保有し、設備の特性を熟知するなど、当該設備に精通した業者でなければ本業務の確実な遂行は不可能である。また、当該設備の故障により雑排水・厨房排水等が下水道法に定められた水質基準を満たさない状態のまま排出されてしまう等、環境的・社会的な問題が起きるため、故障発生時の機能復旧作業を、迅速かつ適確に行える業者でなければならない。ドリコ株式会社は、当該設備の設計・施工業者であり、他の業者にない以下に示す特徴を有しているため、上記の条件を満たす唯一の業者である。１．当該設備は、設計・施工業者独自の生物処理システムを用いており、技術データを持たない他社が処理方法の全容を知り得ないため、保守点検を行うことが出来ない。２．当該設備は処理機能を有効に発揮し、かつ水質の管理を適正に行うために、特許庁庁舎用に独自に設計施工されたものであり設計・施工業者の独自の技術が使用されており、他社が保守点検を行うことは出来ない。３．当該機器の設置時からの改修・保守管理履歴（故障履歴を含む）を全て保有しており、また、当該機器専用の点検保守マニュアルを保有するなど、当該機器に適合した保守管理ノウハウを保有している。４．独自に製造された設備であるため、他社製品と互換性の無い多くの部品が使用されており、故障時の部品調達にも迅速かつ確実に対応が出来る。　以上の理由により、既存システム等との互換性等から競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため随意契約とする。	―	3,446,100円	―		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特許庁庁舎設備機器等維持管理業務	2008/4/1	日本不動産管理（株） 東京都千代田区九段北４－１－５	特許庁庁舎においては、出願受付の電子化に加え審査審判、方式審査等の主な業務がオンライン化され、その業務のための機器が当該庁舎に設置されていることから、庁舎設備機器の保守・点検・修理等、庁舎維持管理業務の重要性が高まっている。また、海外を含めた電子出願の２４時間受付、通常業務終了後のバックアップ業務等、その特殊性により、特許庁設備機器は正常な状態で２４時間稼働させる必要があり、障害発生時においては業務に支障をきたすことなく迅速に現状復帰を可能とする必要がある。 当該業務は、本庁舎設備の中枢部分の運転・監視及び維持管理を行う業務であり、緊急時には２４時間３６５日即時対応が行得なければならない。このため、庁舎施設の性質・性能・構造等、設備の全貌及び各設備機器の関連を把握し、適切な運行管理を実施することはもとより、過去の障害発生経歴の把握及びその対処方法等、長年培った知識と経験による迅速な対応も要求される。 さらに、当庁では既設電気設備の維持管理に必要な電気主任技術者（2種以上）がいないため、外部に委託しなければならず、電気主任技術者の業務である設備の維持管理、新設・改修工事等、長期的に計画・実行していかなければならない業務について単年度毎に区切って業務させることは不可能である。 日本不動産管理株式会社は、竣工時から一貫して当該業務を行っており、修繕計画への参画及び改修工事以降の新設備への習熟等計り知れない知識と経験を有しており、上記要件を満たす唯一の業者である。 以上の理由により、既存システム等との互換性等から競争を許さないため、会計法第２９条の３第４項の規定に基づき随意契約とする。	－	114,408,000円	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特許庁庁舎中央監視装置保守点検業務	2008/4/1	ＮＥＣネクサソリューションズ（株） 東京都港区三田一丁目４番２８号	特許庁庁舎に設置されている中央監視装置は、受変電設備、空調設備、照明設備、衛生設備及び分電盤等の各現場設備を統括的に監視する装置である。万が一、当該装置に障害が発生した場合、監視対象設備の動作管理ができなくなり、庁舎内執務環境及び電算機設備において多大な影響が懸念される。当該設備は、各設備の性質、性能、構造等設備の全貌、各設備間の関連性を把握した上で、監視システムのソフト及びハードウェアプログラムを開発した当庁独自の装置である（当該装置は防災センターに設置されたセンター機器群と各設備現場内に設置されたリモート機器群が相互に連動している）。保守点検を行うには各構成機器個別の把握では不十分であり、システム全体のソフトウェア、ハードウェアの連動を把握していることが必須であり、ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社は、上記条件を満たし、以下の特徴を有する唯一の業者である。1．当該装置の製造業者であり、各設備の全貌を把握してソフトウェア／ハードウェアを開発しており、他社では知り得ない装置の特性、構造を熟知している。また、点検技術及び修理技術を製造工場から直接指導、講習を受けているため、保守員全員が当該業務に対するノウハウを蓄積している。 2．独自に開発したソフト及びハードウェアのため、互換性のない部品を使用しており、障害時には部品の調達や代替機の手配等的確かつ迅速な対応が可能である。 以上の理由により、既存システム等との互換性等から競争を許さないため、会計法第２９条の３第４項の規定に基づき随意契約とする。	－	8,016,120円	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
特許庁庁舎内電話設備等点検保守業務	2008/4/1	日本電気（株） 東京都港区芝五丁目７番１号	電話設備は、特許庁と国民の通話に欠かせない連絡手段として極めて重要な設備であり、常時正常に稼働していることはもとより一刻たりとも停止が許されないため、当該設備機器の構造、システムの構成及び設定を理解した高度な保守管理技術を有する業者を選定する必要がある。 日本電気株式会社は、当該設備の製造、施工業者であり、他社にはない以下の特徴を有する唯一の業者である。 １．当該設備を構成するネットワーク機器には、庁の業務ＰＣ用ネットワーク機器を利用しているが、当該業者は庁ネットワーク機器の施工、運行管理を行っており、他社では知り得ない設備機器の構造や特性、システム構成及び設定を細部まで熟知している。 ２．既設機器の竣工時からの保守管理、改修履歴を保有しており、機器の特性に合わせた的確なメンテナンスができる。 ３．電話設備は庁の設備に合わせて製造業者独自のシステム機器を構成しているが、当該業者は電話設備の製造、施工業者であるため、障害時における代替機の手配、部品の調達等を的確かつ迅速に行うことができる。 以上の理由により、既存システム等との互換性等から競争を許さないため、会計法第２９条の３第４項の規定に基づき随意契約とする。	－	19,870,200円	－		
平成２０年度「発明の日」記念行事開催事業（平成２０年度分） 一式	2008/4/1	（株）ＩＣＳコンベンションデザイン 東京都千代田区神田錦町三丁目２４番地	本契約にあたっては、平成２０年度「発明の日」記念行事の開催に係る準備契約（平成１９年度分）として、総合評価落札方式一般競争入札により落札した株式会社ＩＣＳコンベンションデザインと平成１９年度に契約を締結している。 当該事業は事業計画の策定から準備、実行までの期間が複数年度にわたって継続的に実施されることから、１９年度と２０年度の事業者が異なる場合、事業を円滑に実施することが極めて困難なことから、平成２０年度分を引き続き同請負先と契約するものである。	－	52,766,630円	－		

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
商標審査前サーチレポート（図形商標の先行絞り込み調査）作成 約２７，３００件	2008/4/1	（財）日本特許情報機構 東京都江東区東陽四丁目１番７号	本事業は、出願商標のうち、図形要素を有する商標（図形商標）に付与された分類（図形ターム）を組み合わせて検索式を作成し、過去の登録商標及び既に出願された商標から図形部分が類似となる可能性のある商標、及び登録することが出来ない標章と類似する可能性のある商標とを絞り込むための調査を外注することにより、「商標の審査処理の効率化」を図るものである。この調査の結果は、拒絶理由の有無を判断する上で極めて重要な要素となり、商標審査における登録適否の判断に直結することから、請負先には商標法に関する審査の運用に対する深い理解・知見や、審決・判決等の経験則上の見識等、高度の専門性が求められるとともに、本調査においては対象となる可能性のある商標が全て網羅されていることが不可欠であり、調査結果には精度の高い水準と品質が求められるものである。そこで、平成１９年度に公募により企画提案書の募集を行ったところ、１者から企画提案書の提出があり、調査の質を担保するためには、以下の調査方法が最善の方法であると認められた。①過去の登録商標、既に出願されている商標に関するデータで、庁が提供しうる最新のデータを用いて調査を行うこと。②庁が保有する検索対象とすべき案件データで、庁が提供しうる最新のデータを用いて調査を行うこと。③調査結果を審査で効率的に活用するため、審査官が審査に使用するものと同一の検索キーを用いて調査を行うこと。しかし、上記の３つの条件を全て満たした調査を実施するためには、現段階において、特許庁で使用している審査サーチ用端末を使用した調査以外に方法が無い。一方、本事業のために請負先が特許庁で使用している審査サーチ用端末と同じシステム環境を整備しようとする場合には、以下の問題が生じる。①検索に必要な審査サーチ用端末は、一般には販売されていない特注機器であり、現在使用中のものは、既に製造中止になっているため、新たにメーカーが同機器を用意することが出来ず、これらの調達が実質的に不可能である。②平成２０年度中に、審査サーチ用端末のリプレースを予定しており、新たに調達するとしても短期間での調達となり、多額の費用負担となるため、経済的でない。以上のことから、本事業については、特許庁で使用している審査サーチ用端末を使用することを前提としているが、現在のところ審査サーチ用端末を用意できるのは財団法人日本特許情報機構１者に限定されることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合として、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	単価8,448.3円	－		単価契約 調達予定総額230,638,590円
書面による手続のデータエントリー業務	2008/4/1	（財）工業所有権電子情報化センター 東京都千代田区五番町５番地５オリケン五番町ビル	本業務は、書面による特許出願または書面により提出された特許関連手続書類を特許庁が指定する電子文書形式に加工して、電子化を行う情報処理業務である。 この業務を行う者は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第９条の登録情報処理機関として登録されていることが必要であり、現在のところ、財団法人工業所有権電子情報化センターが登録情報機関として登録を受けている唯一の機関である。 よって、特定の者しか製造・販売等を行っておらず競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	調達予定総額 518,000,000円	－	－	単価契約
国際出願に関する書面の電子化業務	2008/4/1	（財）工業所有権電子情報化センター 東京都千代田区五番町５番地５オリケン五番町ビル	本業務は、国際事務局から指定官庁へ送付された出願書類等または受理官庁へ書面により提出された手続に関し、電子出願・受付された書類と同様の電子化を行い、記録原本ファイルとして格納する業務である。 この業務を行う者は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」第９条の登録情報処理機関として登録されていることが必要であり、現在のところ、財団法人工業所有権電子情報化センターが登録情報処理機関として登録を受けている唯一の団体である。 よって、特定の者しか製造・販売等を行っておらず競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	調達予定総額 491,000,000円	－	－	単価契約

物品等又は役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成２０年度大分野別出願動向調査－化学分野－	2008/4/15	（株）三菱化学テクノリサーチ 東京都千代田区麹町六丁目６番地	会計法第２９条の３第５項 （予算決算及び会計令第９９条の２）	-	19,629,750円	-	-	
特許印紙の製造	2008/4/18	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門二丁目２番４号	特定な者しか製造・販売等を行っておらず競争を許さないことから、会計法第２９条の３第４項に該当するため。	－	調達予定総額 12,050,795円	－	－	単価契約